平成２１年（フ）第１５６９号
福岡市博多区板付７丁目１番６―414号
債務者　友永　幸男
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５７６号
福岡市南区柏原１丁目39番11号
債務者　田中　太志
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５９５号
福岡市城南区荒江１丁目12番23号
債務者　三田　満夫
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５９６号
福岡市城南区荒江１丁目12番23号
債務者　三田登美子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６０４号
福岡市城南区田島１丁目１番31―206号
債務者　岡本　貴子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６２９号
福岡市中央区高砂１丁目13番１―401号
債務者　井上　優子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６４０号
福岡市早良区賀茂１丁目17番32―105号
債務者　山下　孝二
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６４１号
福岡市早良区賀茂１丁目17番32―105号
債務者　山下　友紀
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７２６号
福岡県糟屋郡志免町大字別府403番地２
ヴェルモント・ルラーシュ301号
債務者　西田　秀幸
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７４１号
福岡市中央区小笹３丁目７番２号
債務者　竹本　　玲
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７４２号
福岡市中央区小笹３丁目７番２号
債務者　竹本　純江
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７５７号
福岡市博多区月隈６丁目18番４―201号
債務者　中村美代子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７５９号
福岡県糸島郡志摩町大字初442番地の43
債務者　坂口　健吉
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７６０号
福岡県糸島郡志摩町大字初442番地の43
債務者　坂口　秀子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１７８５号
福岡県筑紫野市大字筑紫117番地13
債務者　鈴木　直美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８０１号
福岡市城南区堤団地10番503号
債務者　村山　武彦
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８０３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒110番地２ベンタナヒルズ篠栗８―1402号
債務者　長岡　龍司
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８０４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒110番地２ベンタナヒルズ篠栗８―1402号
債務者　長岡かすみ
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部